

120th

今年
は市制120周年

記念イベント 続々開催!

（明治から平成、そして未来へ）

市制120周年記念式典

7月12日(日) 午後1時～4時30分

文化会館大ホール



今年イベントいっぱいだね!

市では明治22年7月12日に秋田市役所が開庁したことを記念し、7月12日を「市の記念日」として、市の功労者表彰を行っています。市制120周年を迎える今年、浅利香津代さんの朗読などの記念事業を併せて開催します。



絆キャラクター

第1部 市の功労者を表彰(午後1時～2時)

第2部 記念事業(午後2時50分～4時30分)

絆キャラクターの命名者表彰、着ぐるみ登場

120周年記念事業のメインテーマである「絆」の大切さをPRするキャラクターです。

浅利香津代さんの朗読

秋田市誕生から今日までの歩みを、秋田市出身の女優・浅利香津代さんの朗読や合唱、映像でつづります。石川達三など、市ゆかりの作家や詩人、エッセイストが描いたそれぞれの時代の秋田市と、そこに暮らす人々の姿を再現します。



浅利香津代さん

舞台を中心にテレビ、映画で活躍するほか、講演会や朗読会にも力を入れています。「市内に日本舞踊の教室を開きます。毎月の指導が楽しみです。」

第2部「記念事業」の観覧者募集!

入場無料。定員500人(抽選)。申し込みは、6月30日(火)まで往復はがきで。7月上旬に入場券を当選者へ郵送します。詳しくは企画調整課へ。☎(866)2032

〒010-8560 往信	秋田市企画調整課 「120周年記念式典」係	〒000-0000 返信	<p>【記念式典観覧希望】</p> <p>1. 申し込むかたの住所、氏名、電話番号</p> <p>2. 入場希望者数(1通で4人まで)</p>
------------------------	--------------------------	------------------------	---

*何も書かないでください

120th

”新“観光レディーがお見え 落刈り撮影会

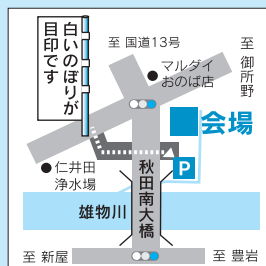
日時 6月13日(土) 午前7時～8時

会場 秋田南大橋近くの落畑



初夏の風物詩「落刈り撮影会」へどうぞ。5月からメンバーを一新した「あきた観光レディー」がおばこ姿で秋田路を刈り取ります。参加無料。会場近くから誘導に従ってください。小雨決行です。

問い合わせ (財)秋田観光コンベンション協会 ☎(824)8686



120th 市立図書館巡回講座 子どもの世界・あのことろ



講師は文学研究家の井上隆明さん。明治から昭和にかけて、秋田市内の各地域で子どもたちがどのように暮らしていたか、市民が書き残した郷土資料から学びます。

申し込み 6月9日(火)午前9時から、中央図書館明德館 ☎(833)9220

開催日程(時間は午後2時～3時30分)

開催日	会場	定員(先着)
6月18日(木)	中央図書館明德館	50人
7月2日(木)	新屋図書館	30人
7月9日(木)	明德館河辺分館	20人
7月16日(木)	雄和図書館	20人
7月23日(木)	土崎図書館	50人

介護保険サービスの 利用料軽減

問い合わせ 介護・高齢福祉課 ☎(866)2069

軽減

介護保険施設や短期入所の 居住費(滞在費)・食費



笑顔の老後を介護保険がサポート(特別養護老人ホーム一つ森)

施設サービスなどを利用する場合の居住費(滞在費)や食費は、所得状況に応じた自己負担の上限が設けられ、申請により「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。なお、現在「認定証」をお持ちのかたは、6月30日(火)で期限が切れますので再度申請が必要です。

対象者と負担限度額

利用者負担の段階	居住費の上限額(月額)			食費の 上限額 (月額)
	ユニット型個室	ユニット型準個室 または従来型個室	多床室	
1 ・老齢福祉年金受給者で、 世帯全員が市民税非課税 ・生活保護の受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
2 世帯全員が市民税非課税(課 税年金収入と他の所得の合計 が年間80万円以下のかた)	820円	490円 (420円)	320円	390円
3 世帯全員が市民税非課税で、 上記①か②に該当しないかた	1,640円	1,310円 (820円)	320円	650円
4 上記以外のかた	施設が定める額			

()内は特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設の従来型個室の額

対象施設

特別養護老人ホーム 介護老人保健施設
介護療養型医療施設 短期入所生活介護施設
短期入所療養介護施設

* 短期入所は介護予防サービスも対象となります
* グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所は対象外です

申請方法

申請書を介護・高齢福祉課か河辺市民センター、雄和市民センターへ提出してください。

* 申請書は、各窓口においてあるほか、市ホームページからダウンロードできます

特別養護老人ホーム一つ森で



軽減

市に申し出をした社会福祉法人の 介護サービスの利用料

市に申し出があった社会福祉法人が提供している在宅・施設の介護サービスの利用料が軽減される「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」を交付します。なお、現在「確認証」をお持ちのかたは、6月30日(火)で期限が切れますので再度申請が必要です。

対象者 下記 ~ の要件をすべて満たすかたのうち、収入や世帯状況、利用者負担などを勘案し、生計が困難であると市が認めたかた。ただし、生活保護受給者を除きます。

世帯全員が市民税非課税
年間収入が、単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)以下
預貯金などの額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下
日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
負担能力がある親族などに扶養されていない
介護保険料を滞納していない

対象となるサービスと軽減割合

軽減対象サービス	軽減割合
在宅サービス ※は介護予防サービス費を含む ・訪問介護(ホームヘルパー)※ ・通所介護(デイサービス)※ ・短期入所生活介護(ショートステイ)※ ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護※ ・小規模多機能型居宅介護※	①利用者負担額の28%を軽減 (老齢福祉年金受給者は53%) ②食費、居住費、宿泊費の25%を軽減(老齢福祉年金受給者は50%を軽減)
施設サービス ・特別養護老人ホーム	

申請方法

介護・高齢福祉課にある申請書、課税状況の調査への同意書、収入状況等申告書に必要な事項を書いて、医療保険証、収入・資産・預貯金や扶養状況を確認できる書類などと一緒と同課へ提出してください。同意書には、世帯全員の同意と押印が必要です。